

発議第 2 号

嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び嬉野市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 1 月 24 日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一 様

提出者 嬉野市議会運営委員会  
委員長 芦塚 典子

理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 101 号）が施行されたことに伴い、嬉野市政治倫理条例の一部を改正する必要があるため。

## 嬉野市政治倫理条例の一部を改正する条例

嬉野市政治倫理条例（平成21年嬉野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（請負等に関する遵守事項）

第12条 市長等及び議員は、自らが実質的に経営に関与する企業と市との間で締結する請負契約等に関して、法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市民の疑惑を招くことがないように努めなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。